

令和2年4月15日

保護者の皆様へ

名古屋市

保育所等の利用に関するお願い

令和2年4月10日に、愛知県緊急事態宣言が発出されました。

本市におきましては、保育所等は引き続き開所し、必要な保育は継続いたします。

しかしながら、本市内の保育所において新型コロナウイルス感染症が発生し、感染が拡大していることから、5月6日までの間、ご家庭で保育できる場合には、登園を控えてください。

お子さま、保護者の皆様、そして職員を感染から守るための大切なお願いとなります。保護者の皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 期間

令和2年5月6日（水）まで

2 お願いする内容

(1) ご家庭で保育できる場合、登園を控えてください

期間中は、仕事が休めない等やむを得ない場合を除き、登園を控えてください。

※お仕事の勤務調整についてお勤め先にご相談される場合、必要に応じ、このお知らせをお勤め先にお示しください。

(2) 「保育利用状況確認書」の提出にご協力ください

保育が必要な状況を確認し、保育の体制を整えるために活用させていただきます。各園からの求めに応じて、別紙「保育利用状況確認書」の提出をお願いします。

3 利用者負担額（保育料）の取扱い

期間中に登園を控えていただいた場合、登園を控えた日数に応じて利用者負担額（保育料）を減額します。

※一旦月額全額を納めていただいた後、減額分について、翌々月以降の利用者負担額（保育料）との調整（差引処理）を検討しています。

子ども青少年局保育企画室 Tel:972-2528